

すまいるボードが みんなで利用できます！

町民の方が、すまいるボードに暮らしの情報・イベント開催・会員や仲間の募集などの情報を掲示することができます。

「町民参加推進会議」及び「すまいるモニター会議」における意見を参考に、「すまいるボード町民利用基準」を制定しました。

(制定日 平成21年11月1日)

すまいるボード町民利用基準(要約)

- ◎ 利用対象者は、町民及び町内で活動する団体です。
- ◎ 掲示内容は、営利を目的としないもの
- ◎ ポスターの大きさは、縦A4版以内
- ◎ 掲示するポスターはあらかじめ、企画財政課広報広聴係に提出してください(FAXでも可)。
- ◎ 掲示期間は14日以内
掲示するポスターの右上に、掲示期間を記載してください。
- ◎ ポスターは利用する町民の方が、貼り出し及び取り外しをします。
- ◎ すまいるボードは、「みんなの情報」と表示した右側縦半分が使えます。ただし町の情報が優先します。
- ◎ すまいるボード下段のラックは、使用できません。

問 役場企画財政課広報広聴係

TEL62-9721

FAX62-4599

すまいるボード設置一覧表(H27.12.25)

【公共施設(11か所)】

- ①役場第1庁舎1階ロビー
- ②中央公民館正面入口
- ③図書館ロビー
- ④保健福祉センター(あいあい21)ロビー
- ⑤総合体育館正面入口
- ⑥健康プラザロビー
- ⑦公立芽室病院正面玄関
- ⑧めむろーど2階ロビー
- ⑨芽室駅入口
- ⑩上美生出張所正面入口
- ⑪東めむろコミュニティースペース(JR大成駅前)



【民間施設(5か所)】

- ⑫北海道銀行芽室支店 ATM 前
- ⑬芽室郵便局正面入口
- ⑭めむろーど1階
- ⑮ダイイチめむろ店中央入口
- ⑯A コープ道東芽室店西側入口